

平成 1 8 年
第 1 回

定例会会議録

平成18年 2月23日 開会
平成18年 2月23日 閉会

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会

平成18年第1回東京都三多摩地域廃棄物
広域処分組合議会定例会会議録

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
議事日程	2
開会	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
管理者報告	5
陳情第1号	日の出町「エコセメント化施設」の稼働延期を求める陳情	9
議案第1号	多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備事業に関する建設工事請負契約の変更について	20
議案第2号	平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計補正予算(第2号)	22
議案第3号	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の名称変更に伴う関係条例の整備に関する条例	24
議案第4号	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合組織条例の一部を改正する条例	26
議案第5号	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第6号	土地の取得について	30

議案第7号	平成18年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金 について.....	31
議案第8号	平成18年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会 計予算.....	31
閉会	51

出席議員

第1番	塚本秀雄君	第2番	中山静子君
第3番	島崎義司君	第4番	石井良司君
第5番	永井寅一君	第6番	高野政男君
第7番	杉崎源三郎君	第8番	伊藤学君
第11番	島村速雄君	第12番	菅原直志君
第13番	木内徹君	第14番	佐藤茂也君
第15番	生方裕一君	第16番	大野悦子君
第17番	白井明君	第18番	中村庄一郎君
第19番	原まさ子君	第20番	桜木善生君
第21番	高山泉君	第22番	富所富男君
第23番	中山賢二君	第24番	中原雅之君
第25番	平井勝君	第26番	谷四男美君

欠席議員

第9番	渋谷佳久君	第10番	五十嵐京子君
-----	-------	------	--------

説明のため出席した者

管理者	石川良一君	副管理者	細淵一男君
副管理者	黒須隆一君	収入役	山梨榮君
事務局長	松本栄一君	管理課長	渡邊昭浩君
参事兼事業課長	青木知絵君	参事兼エコセメント準備室長	鈴木俊行君
参事兼環境課長	吉田真君	参事兼企画調整課長	峯尾始君
管理センター所長	古屋正治君		

職務のため出席した者

書記	菅原信君	書記	別所広之君
書記	吉野久君	書記	矢野喜之君

平成18年第1回東京都三多摩地域廃棄物
広域処分組合議会定例会議事日程

平成18年2月23日(木)

午後1時30分

1 開会宣告

2 議事日程

第1 諸般の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 管理者報告

第5 議案第1号

多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備事業に関する建設工事請負契約の変更に
ついて

第6 議案第2号

平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計補正予算(第2号)

第7 議案第3号

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の名称変更に伴う関係条例の整備に関する
条例

第8 議案第4号

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合組織条例の一部を改正する条例

第9 議案第5号

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

第10 議案第6号

土地の取得について

第11 議案第7号

平成18年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金について

第12 議案第8号

平成18年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計予算

3 追加日程

第1 陳情第1号

日の出町「エコセメント化施設」の稼働延期を求める陳情

4 閉会宣告

平成18年第1回東京都三多摩地域
廃棄物広域処分組合議会定例会会議録

日 時 平成18年2月23日(木)
午後1時30分
場 所 東京自治会館大会議室

午後1時30分開会

議長(佐藤 茂也君) 皆さんこんにちは。

定刻となりました。ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第1回東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

[日程第1] 諸般の報告

議長(佐藤 茂也君) 日程第1、諸般の報告を行います。

当議会の傍聴者数につきましては15名といたします。

また、報道機関の写真、テレビカメラの撮影は、管理者挨拶及び事務局長の経過報告までとし、撮影位置につきましては、冒頭撮影は自由とし、管理者挨拶及び事務局長の経過報告後は、指定の記者席から行うものといたします。

記者の皆様のご協力をお願い申し上げます。

[日程第2] 会議録署名議員の指名

議長(佐藤 茂也君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、第5番、永井寅一議員、第21番、高山泉議員を指名いたします。

[日程第 3] 会期の決定

議長（佐藤 茂也君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 茂也君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

[日程第 4] 管理者報告

議長（佐藤 茂也君） 日程第 4、管理者報告を行います。

石川管理者。

管理者（石川 良一君） 開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

まず、冒頭にこの場をお借りいたしまして、組合名称変更に係る規約改正につきまして、議員の皆様のご協力をいただき、全組織団体で滞りなくご議決を賜りましたことを、衷心より御礼を申し上げます。お陰さまをもちまして、4月1日からは組合の名称を一新する所存でございます。

さて、私からは、本組合を取り巻く最近の状況について幾つか申し上げます。

初めにエコセメント事業でございますが、本体工事は順調に進捗し、機器の設置も終わり、試運転に向けて設備・機器の最終調整を順次行っております。今後も引き続き、細心の注意を傾け、徹底したリスク管理のもと、無事故での竣工を図るよう関係者に指示をいたしております。

5月にエコセメント化施設の落成式を行う予定でございますが、事前に皆様には、4月に予定をしております内覧会でお披露目をいたしたいと思っております。

次に谷戸沢、二ツ塚処分場の維持管理並びに運営についてでございますが、日の出町や地元自治会のご理解とご協力を得ながら、細心の注意を払って行っており、順調に推移いたしております。

また、各種環境調査結果を見ても明らかなように、谷戸沢、二ツ塚両処分場ともに周辺環境に影響を及ぼしていないことが引き続き確認できております。

最後に裁判でございます。事業認定取消訴訟等につきましては、去る11月25日に結審を迎え、事業認定及び収用裁決いずれも適法と認められ、原告らの請求を退ける判決が言い渡されました。

原告は、12月9日にはこれを不服として控訴しております。

そのほか3つの訴訟すべてにおいて継続して審理が進められ、それぞれ重要な局面を迎えておりますが、引き続き、原告側の主張が根拠を欠く不当なものであることを強く訴えてまいりたいと思っております。

さて、いよいよ18年度からは資源循環型社会の一端を担う組合として、新たなスタートを切るわけでございますが、本組合だけでは大きな流れを作り出すことは出来ませんので、多摩全域をもって新しい流れの発信地となるよう、より一層のリサイクルの推進など、組織団体の皆様にもさらなるご協力をお願いいたします。

以上、定例会の開会にあたり、本組合を取り巻く最近の状況について説明を交えてご報告を申し上げ、簡単ではありますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

さて、今次定例会には、平成18年度一般会計予算、17年度補正予算等8件の議案につきましてご提案を申し上げます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。議長（佐藤 茂也君） ありがとうございます。続いて、事務局より経過報告の説明を願います。

松本事務局長。

事務局長（松本 栄一君） それでは、処分組合の事務事業の経過を報告させていただきます。

まず、谷戸沢処分場関係、二ツ塚処分場関係についてご報告いたします。年間2回実施しております学識経験者を委員とする技術委員会を11月に開催いたしまして、両処分場の環境調査の報告を行っております。

また、谷戸沢、二ツ塚処分場ともに定期的に行っている地元自治会の委員会で、廃棄物の搬入台数や環境調査の報告等を行っております。

さらに、谷戸沢処分場関係では12月に環境保全調査委員会を開催しております。技術委員会、環境保全調査委員会ともに、環境への影響を与えていないとの確認を受けているところでございます。

続きまして、エコセメント事業でございます。4ページに工事の概要がございます。1月末時点で、工事の進捗状況は95%の出来となっております。ほぼ完成に近い状態ござ

います。

今後のプラントのスケジュールでございますが、東京電力からの特別高圧電力の受電の遅れの関係で工事が少し遅れてございますが、2月、3月は機械の調整運転を行い、4月からは試運転を行う考えでございます。5月からは性能確認を行い、その結果を待って、プラントの引き渡しとなります。6月中には本格稼働となるよう、工事事業者に遅れを取り戻すよう要請をしているところでございます。

また、今後、製造されますエコセメントの利用拡大につきましても、構成団体の担当者会議を開催したほか、東京都及び業界団体への働きかけを強めているところでございます。

続きまして、5ページをご覧くださいと存じます。環境調査関係でございます。昨年12月22日に谷戸沢処分場、二ツ塚処分場の水質等調査結果及び二ツ塚処分場における大気中のダイオキシン類調査結果を公表いたしました。いずれの調査結果でも、両処分場とも、従来の調査結果に比較して大きな変化がなく、周辺環境に影響を及ぼしていないという結果が得られております。こうしたデータについては、積極的に公開をしているところでございます。

次にISO関係でございますが、処分組合では環境新時代にふさわしい最終処分場を目指してISO14001の認証を昨年1月12日に取得いたしました。その後、秋には環境マネジメントシステムに基づく内部環境監査を実施し、経営層による見直しを行いました。また、審査実施機関であります㈱日本環境機構によるサーベイランス審査を、12月8日から12月9日にかけて実施いたしました。その結果、環境マネジメントシステムは有効に機能していることが確認され、登録の継続の通知があったところでございます。

続きまして、裁判関係についてご説明を申し上げます。前回、10月の議会以降の動きにつきましてご説明させていただきます。現在、処分組合関係で処分組合が被告となっているものが2件、東京都などが被告となっているものが3件、合わせて5件の訴訟が提起されております。

それでは、まず処分組合が被告になっているものについてご説明申し上げます。1つ目は、処分場の建設差止等請求訴訟でございます。これは平成7年に提訴されて以来、10年が経過しており、現在まで原告側、被告側双方の証人尋問が順次進められてまいりました。いよいよ3月15日には最終弁論が行われ、結審を迎える予定でございます。判決は今年の夏には出る見込みでございます。

2つ目はエコセメント化施設建設差止請求訴訟でございます。現在も原告側、被告側双方

で準備書面のやりとりが行われており、裁判所が争点を整理中でございます。

次に東京都などが被告になっているもので、処分組合の事業と直接関連するものについて、ご説明申し上げます。

まず、事業認定取消請求訴訟と収用裁決取消請求訴訟でございます。これらの判決につきましては、先ほど管理者が挨拶の中で述べたとおりでございます。処分組合といたしましては、今後も東京都と協力いたしまして対応していきたいと考えております。

次に、代執行費用納付命令取消請求訴訟でございます。この裁判はトラスト運動の元地権者が、平成12年に行った収用の手続きの瑕疵、納付命令額に不服があること等を主張しているものでございます。昨年から原告側、被告側双方の証人尋問を行っており、今年度中にも結審をする予定と聞いております。

続きまして、広報関係についてご説明いたします。1つ目は処分組合ニュースでございます。これは四半期ごとに、組織団体と日の出町の全世帯を対象に135万部を配布しております。最新号は、12月26日に第36号を発行いたしました。次回は、3月発行の第37号で事業開始直前のエコセメント事業を特集し、発行する予定でございます。

続きまして、三多摩は一つなり交流事業でございます。この事業は日の出町と組織団体の住民同士が、文化やスポーツを通じて交流を深めるために実施しているものです。昨年の11月以降は東大和市、国分寺市、武蔵村山市各市の協力を得まして、開催をいたしました。いずれも参加者からは大変好評をいただいていることを、ご報告させていただきます。

説明は以上でございます。

議長（佐藤 茂也君） 以上をもって報告は終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 茂也君） なしと認めます。

以上をもって、管理者報告を終わります。

それでは、お諮りいたします。

先ほどブロック代表者会議で協議をいたしましたが、陳情が1件提出されております。これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 茂也君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情を日程に追加することに決定いたしました。

[追加日程第 1] 日の出町「エコセメント化施設」の稼働延期を求める陳情

議長（佐藤 茂也君） 陳情第 1 号 日の出町エコセメント化施設の稼働延期を求める陳情についてを議題といたします。

事務局より説明をいたさせます。

松本事務局長。

事務局長（松本 栄一君） お手元にお配りしました陳情第 1 号 日の出町エコセメント化施設の稼働延期を求める陳情についてでございます。

提出者は日の出町在住で安全安心の町づくりの会代表の井上智恵子さんでございます。

陳情項目は、1、情報公開条例を制定すること。2、第三者機関による監視体制をつくること。3、上記の要望が実現されない限りエコセメント化施設の稼働は行わないこと。以上 3 点でございます。

議長（佐藤 茂也君） 以上をもって説明を終わりました。

質疑はございませんか。

桜木議員。

20 番（桜木 善生君） 内容の審査の前に事務局にお伺いしたいのですが、收受印を見ますと 2 月 6 日になっていますが、今日は 23 日です。一般的な議案の送付は、一部事務組合といえども 1 週間前送付だと思うのですが、2 月 6 日に受けておいて、今日ここに配付されているのですが、議案と一緒に配付というのは極めて難しいのですか。

議長（佐藤 茂也君） 管理課長。

管理課長（渡邊 昭浩君） まず、こちらの陳情でございますが、周知のとおり 2 月 6 日に私どもで受け付けをさせていただいております。過去をひもときますと、正副管理者会議開催日が 1 つの判断になっていたように見受けられますが、組合としての請願・陳情についての受付の締め切り日についての取り扱いが、はっきり決まっておりました。

今回の場合で申しますと、正副管理者会議は 2 月 3 日でございます。従来での取り扱いで申しますと、今回の陳情はその日付を過ぎておりますので、次回の議会に送る取り扱いになるところでございます。

しかしながら、これが必ずしも絶対的な判断であるかということ、過去においても正副管理者会議の後に、議会の概ね 1 週間から 10 日前に開催している理事会の前に提出されたもの

については、当該議会にお諮りした例もございました。この様に、はっきりした基準がなかったものですから、取り扱いにつきまして議会のブロック代表者会議で申し合わせ事項としてお決めいただきたいと考えました。このため、2月6日の時点ですと陳情者の方には、今回お受けできる、できないということを申し上げることができませんでした。従来 of 慣習では、厳しいことを言えばだめですよという形になってまいりますが、今回ではなくて10月に送りますと内容的にはもう過ぎたものになってしまいますので、お受けするとしたら今回であろうと。そこで、議会の代表の集まりであるブロック代表者会議でお決めいただこうと考え、その会議が本日の1時からございましたので、皆様方には議案として取り上げることを事前にお示しすることが適わなかったものでございます。

先ほど開催しましたブロック代表者会議において、請願・陳情の受付は概ね議会定例会の1週間程度前に開催される理事会までとし、受け付けたものについては当該議会に諮るという申し合わせ事項をお決めいただきました。次回以降は、議案としてお示しできますので、議員の皆様方にも事前に1週間程度前にお配りできるようになるかと思えます。

以上でございます。

議長（佐藤 茂也君） よろしいでしょうか。

桜木議員。

20番（桜木 善生君） 内容に入る前の入り口であります。基本的には議案と一緒に送付が望ましいと思えます。過去の慣例、先例を言われましたが、ブロック代表者会議で決められたことを文書化されて配付していただけますか。それが申し合わせになるのか規則になるのかわかりませんが、いずれにせよ、もうちょっとオープンにしたほうがいいのではないかと思います。

過去の慣例はそういうことで来たということはわかりました。いい悪いは別です。そのよう to お願いしておきますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 茂也君） 管理課長。

管理課長（渡邊 昭浩君） 承りました。そのようにさせていただきたいと思えます。

議長（佐藤 茂也君） よろしいでしょうか。

他にございますか。

原議員。

19番（原 まさ子君） このような陳情については、こちらの議会では趣旨採択というようなものが行われているのでしょうか。その辺を存じておりませんので、教えてください。

議長（佐藤 茂也君） 管理課長。

管理課長（渡邊 昭浩君） お答えいたします。処分組合の議会で申しますと、採択か不採択かの2つでございますので、趣旨採択というのはいたしておりません。

議長（佐藤 茂也君） よろしいですか。

他にありますか。

中原議員。

24番（中原 雅之議員） 入り口というか、幾つかついでにお尋ねしますが、1つはこの陳情を提出した方から数日前に手紙をいただきまして、参考資料と一緒に配布したいということで持って行ったら、ご希望に沿えませんので返却いたします、こういうのが返ってきたというのが一緒に入っていました。このことについて、まず1つお伺いしたいのですが、議長宛に出しているのですから、本当なら議長がご希望に沿えませんと書くのが本当だと思うのですが、それを議長と相談されてこういう処置をされたのか、議長の意思なのか、その点をお伺いしたいと思います。

ついでですから中身のほうに入ってまいります。陳情の中で情報公開条例を制定すること、これについては過去、私もインターネットで載っている範囲の議事録は見させていただきまして、前の土屋管理者の場合は相手に有利な情報を与える可能性があり、裁判に影響を与えるから情報公開条例は制定しない。情報は提供するけれども情報公開条例は制定しない、という態度だということです。ずっと来られているようなのですが、新しい管理者になられて、そのご挨拶でもその旨のお話があったのですが、そういう立場に変わりがないのかということです。

それと、陳情項目の2で第三者機関による監視体制ということについてはどのように組合としては考えておられるのか。陳情は日の出町に出されたのもそうですが、市原市の太平洋セメントのエコセメント工場で事故が発生して、10日たってから初めて市原市に通報があったということで、市原市では太平洋セメントに嚴重注意を行ったということですが、こういう事故があったとか何かあったときに、すぐに地元に対して知らせてほしい。そういう監視の機構もつくってほしいというのが地元の方の願いだと思うのです。

町の議会の陳情の審査では5対10で否決されたということですが、防災対策とかそういうものを望む声というのは日の出町の中でもかなりある。1,491人の連名で陳情が出されているわけですから、そういう声はあるわけですが、そのことについてどのように組合としては考えておられるのか。以上、3点をお願いします。

議長（佐藤 茂也君） 管理者。

管理者（石川 良一君） まず、私のほうから情報公開に対する考え方をご答弁申し上げたいと思います。

情報公開一般に対する考え方については、全く否定するつもりはございません。ただ、皆さんもこの広域処分組合の歴史をひもといていただければおわかりのように、現在でもまだ広域処分組合の存在そのもの、あるいは事業そのものを認め難いと思っておられる方がかなりおられるということは事実であります。裁判もそのことを象徴しておりますし、またこの20数年間の歴史の中で、私どもは地方自治法上は1つの自治体であるわけですが、一般の自治体の存在そのものを否定をする方というのはほとんど常識的にはないわけです。しかし、自治体としてスタートした当組合そのこと自体が認め難い、或いは否定をされるということも運動されている方がいるということも事実でございます。もちろん私どもも理解いただくための努力も当然してきたわけではありますが、残念ながらそういう状況に至っていないということも事実でございます。

また、そのことの他に、裁判ですとか、あるいは組合の実務を進めていくうえで、条例そのものが甚だしい障害になる可能性が十分あり得るわけでございます。今はエコセメントという新しい事業展開、特にリサイクルを中心としながら新しい事業に転換していくという大事な時期でもあるわけございまして、私どもとしては一般論としては当然情報公開条例の必要性は認めるわけではありますが、現段階で情報公開条例を制定することは、極めてさまざまな弊害を生むということが予測されるわけで、現段階ではできないことを、すでに何回もお話しておりますけれども、改めてご答弁としてお話をさせていただきました。よろしくお祈いします。

議長（佐藤 茂也君） 管理課長。

管理課長（渡邊 昭浩君） 第1点目の資料の件でございますけれども、私どもは6日に陳情を受けた段階で、陳情としての内容が形式上整っていますから、受け付けをいたしました。ただ、それ以外のビラ、チラシ等の資料につきましてはその範囲外、私ども組合が行う業務外でしたが、その場ではお返しがかなわなかったものですから、あとでご郵送でお送りいたしましたというものでございます。

そのときの文面が、おそらく皆様方に後日郵送されたときに、コピーで添付されたものであろうかと思いますが、そういった形でお返しを差し上げた経緯がございます。

議長（佐藤 茂也君） 松本事務局長。

事務局長（松本 栄一君） それでは、監視体制の問題でございますけれども、先ほど経過報告でご説明申し上げましたが、日本有数の学者の方を委員として委嘱している技術委員会というものを設けまして、そこでエコも含めまして環境面、安全面についてのご審議をいただいているということが1つございます。

もう1つは、地元の日の出町、自治会、私どもと三者の公害防止の対策委員会というものを設けてございまして、そこで様々な議論をし、様々な情報提供をし、様々な意見交換をしているところでございます。

また、もう1つ言えば、これは中原議員はご存じかもしれませんが、隔日で地元の人たちが処分場に入りまして、1日それぞれいろいろな施設、処分場、それからエコも含めまして監視を行っていただいております。何か問題があれば、そこから私どもが意見を聞く、改善点を出すということになっております。そういう3つの仕組みを今設けているところでございます。

それにさらに今回については、これは屋上屋を重ねるということは承知のうえですけれども、町と地元と我々と、それから委託事業者である東京たまエコセメントも含めた連絡会議を設けることにしております。そこでいろいろな運営の問題、それから防災対策の問題、すべてそこで情報提供なり意見を出し合う、そういった機会を設けているわけでございます。

従いまして、我々としては十分な地元、町の監視体制といえますか、そういうものは確立していると考えております。

それから、先ほどございました日の出町に昨年12月に出された陳情について、どうお考えかということですが、これは他団体の問題ですので、私ども処分組合が言及するような立場にはないのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 茂也君） 中原議員。

24番（中原 雅之君） もう一度重ねて質問をいたします。

まず、管理者がお答えになった情報公開については考え方が違うわけですが、ほぼ今までの管理者どおりだということを感じました。それはまた他の機会に、私なりの考えを述べたいと思いますが、質疑としては、まず地元の方から陳情を出されて参考資料を配って欲しい。私ども羽村市議会では参考資料が陳情者から出た場合には、それは議員に配付をしているわけです。ですから、確かにここは議会事務局というのがなくて、それを兼ねているような場所がありますから、今業務外とおっしゃいましたが、本来は議長に出しているわけ

ですから、議長の判断が必要だと思うのですが、その辺は議長の了解を得てやられたのか、もう処分組合の仕事ではないということでお断りしたのか。その辺を先ほどお聞きしたかったのです。

それと、もう一つは、私が先ほどお尋ねしたのは、日の出町の議会でどうこうということをお聞きしたわけではなく、日の出町の中で1,491人の人が署名をしているわけですから、全部が町民かどうかというのはよくわかりませんが、かなり日の出町の人たちがこのエコセメント事業、市原市で事故が起きているということもあって心配をしている。そういう心配の声にきちんと組合として応える必要があるのではないか。その点でお尋ね申し上げたわけでありまして、今3つの点でちゃんとやっているというお話、これは前から私も承知しておりますけれども、それでは不安だというのが地元の方々のお声ではないかと思うのです。そういう地元の方々の声についてどう考えているかということをお聞きしたかったわけですから。

町議会のどうこうということは最初から私は聞いておりません。よろしく申し上げます。議長（佐藤 茂也君） 中原議員が議長に質問をされていますので若干申し上げさせていただきますが、私のところに2月15日正午ごろ、配達証明で文書をいただきました。その中に議長の判断でしょうかと書いてありましたし、同時にチラシの問題も出ておりました。

ご承知のように各議会、各種議会それぞれでそれぞれ請願、陳情等については取り扱い方が様々でございますので、議長だからといって、まだ全体をわかっていない、十分承知していない状況の中で軽々に判断することは避けなければいけないということで、事務局のほうに連絡をとりました。

その結果、事務局のほうで判断をして、よく話を聞いてみますと、それは陳情を受け付けないということではなくて、日の出町議会の内容についてのチラシを配布して欲しい。こういうことのようなのです。それはちょっと趣旨が違うのではないかとということで、私も申しあげましたが、事務局の判断において処理をしていただいたということであります。

松本事務局長。

事務局長（松本 栄一君） 今、議長が申し上げたとおりでございますけれども、我々としては今までの通常の事例の判断をさせていただいたということでございます。

それからもう一つ、1,400名の署名についてどうかということですが、他団体のことについて我々がとやかく申し上げる筋はないのですが、そういう話があったことは承知しておりますし、したがって私どもとしてはエコの施設については万全の公害防止対策、安全対策を

とっていると考えておりますので、十分それにはお応えできていると考えています。

議長（佐藤 茂也君） 他にございますか。

谷議員。

26番（谷 四男美君） 1点か2点お願いします。

まず、今の関連でございますけれども、この陳情の1点目の情報公開を制定することの関連でございますが、これは確かに裁判を抱えていて、なかなか管理者の答弁にありますように手の内を見せたくないという内容もある。今の石川管理者の説明の中でも、この組合を否定する団体がある限りはなかなか難しい側面があるのではなかろうか。そういう説明がありました。

そこでお伺いしますが、そうしますとこの情報公開条例制定というのは日本で通常の範ちゅうに入ってきておりますけれども、処分組合の基本的な内容については、ある程度は情報公開がなされていると認識しているかどうか。それについてお伺いします。

2点目の第三者機関による監視体制、この件でございますけれども、おそらくここで問題になっているのは、確かにこの方々の陳情の内容については安全、防災対策、これは住民としたら誠にもっともな内容だと思うのです。巨大な施設があそこにできるわけですから、これから先どうなるのかというのは素朴な疑問でありまして、非常に心配されることはよくわかります。

同時に、第三者機関による監視体制ということは、今、地元の対策委員会、技術委員会等が常にチェックしているということでございますが、この監視体制が、第三者機関の監視体制の範ちゅうに入る内容を持っている、こういう解釈でよろしいのか。そこら辺をもう一度組合としてどう認識を持たれているのか。

もし、この陳情が採択されずと施設の稼働は行わないということが入っていますので、これは大変重大なことだなと思って、私もそうならばこの1点と2点目のこれをフォローする、あるいはクリアする内容がある程度ないといけないのかな、こういう意味から私は質疑させていただきました。

以上です。

議長（佐藤 茂也君） 管理者。

管理者（石川 良一君） 情報公開に関して、特に環境に係わる情報につきましては、地元日の出町あるいは関係する自治会等にもきちっと説明をいたしております。また、インターネットでも情報公開を行っております。また、先般は市民団体が主催するエコセメントに係

わる講演会等に招かれまして、私自身もエコセメに対する説明をし、その中で質疑を受け、時間的に答えきれないものについては、後日、組合でもってきちっと回答する。そういうことも含めて一定の説明責任なり、あるいは情報に係わる提供等についてはしっかりやっけてきていると思っております。

今後も、特に組合に係わるさまざまな疑問等については、今まで以上にきちっとした説明責任を果たせるよう努力をしていきたいと思っております。

ただ、情報公開条例というのは情報に係わる様々な枠が設定されてきまして、現在進行している、先ほどもお話がありました訴訟等に係わる手続き等についての情報もある意味で出てしまう。しかも、訴訟について、すべてにおいて私どもの正当性が認められてきているわけでありまして、そういう意味での訴訟上の後ろめたさも一切ない。むしろ、原告側、訴えている側の不当性が次々と明らかになってきているというのが訴訟の実態なわけでありまして、そういう意味も含めて、きちっと現状の体制というものを組んでいくことが当面大事だろう。そんなふうには思っております。

議長（佐藤 茂也君） 他にございますか。

事務局長。

事務局長（松本 栄一君） 2点目の第三者機関の範ちゅうに入るかどうかというお尋ねでございますが、監視体制を作ることというのは、この中に書いてございますように住民の不安に応える姿勢をということだと思えます。従いまして、先ほど申し上げましたとおりさまざまな場面を作っております。先ほど言いましたように地元、たまエコが入る、そういった機関も作って、十分それには応えられる、その場で地元の人たちの不安をお聞きする、それから要請を受ける、そういうことは十分そこでできると考えてございますので、第三者であるかどうかということになりますと、ストレートに第三者ということはないですが、その趣旨は十分生かされていると考えております。

議長（佐藤 茂也君） 谷議員。

26番（谷 四男美君） 大体わかりましたけれども、そうしますと1点目、2点目を包含しまして、第三者機関というのも今話がありましたけれども、この地元対策委員会以外、そのほかの団体があるかないか。幾つあるかわかりませんが、もしまだ不安を抱えているそういった地元の方々、地元日の出町との折衝において納得がいかないという団体がありますならば、こういったところの話し合いというのはある程度すり合わせと申しますか、そういったことは持たれたことはあるんですか。そういうものが払拭されれば、こういうものが出

てこないのかな。これは私の親心というわけではないけれども、そういうことは言えるのではないかと思うのですが、そういうことは別に持たれたことはあるのですか。

議長（佐藤 茂也君） 事務局長。

事務局長（松本 栄一君） 実際には我々はこういう問題については十分町当局とご相談していますし、また直接の地元である自治会とお話をしているということで、そういう形でやってきております。

議長（佐藤 茂也君） 他にございますか。

菅原議員。

12番（菅原 直志君） 日野の菅原と申します。今の第三者機関という部分で伺いたいと思います。

今、縷々ご説明があった部分というのはある意味第三者機関と言い難い部分がどうしてもあると思います。それは答弁の中でも出てきた。当事者であるということだと思います。日の出町も第三者ではなくて、これは当事者なんだということ。

第三者というのは、それとは全く別個の利害関係を持たないものという解釈を私はしております。その人たちに監視体制を任せなさい。そういうふうに陳情はおっしゃっているわけです。

私は2点伺いたいと思います。この陳情を出されている方々が想定されている第三者とは何なのかということ。それについて何か事務局のほうで確認とかとられたかなと思って、何かお話を聞かれているのならばと思います。

もう1つは、事務局としてはこの場合の第三者というものをどのようにとらえられているのか。この2点でご答弁いただければと思います。お願いします。

議長（佐藤 茂也君） 事務局長。

事務局長（松本 栄一君） お答えします。まず、どういうものかということなのですが、直接にはお聞きしておりません。ただ、先ほど言いましたように、住民の不安に応える姿勢ということでの監視体制という意味だと理解しております。

それから、組合が考えている第三者機関とはどういうことかということ、第三者機関の意味が不明ですけれども、どこまで利害関係があるか、相当議論があるところだと思いますが、我々は直接の地元の町が一番利害関係があると思っていますし、一般的には先ほど管理者が申し上げましたとおり、情報提供、処分組合ニュースとかホームページで提供することによって、大きい意味での利害関係のある方にはお知らせしていると考えております。

議長（佐藤 茂也君） よろしいでしょうか。

菅原議員。

12番（菅原 直志君） 多分、これはもっと議論をしなければ、つまり第三者とは何なのかという議論になった場合に、まだそこまで想定して今までやってなくて、この処分組合の場合は当事者と信頼関係を築くということで成り立ってきているわけで、その信頼関係プラスさまざまな情報を利害関係のない第三者に預けて判断をするというのは、今のところ裁判しかないだろうと思っているのです。

ですから、これは陳情の内容として議論するには、まだまだ時間が必要なのかなという印象をもって今の答弁も聞きました。これは事務局体制が悪いという話では全くなくて、第三者とは何ぞやというのを今後もしっかり考えていくことも検討すべきかなという気はしますけれども、私もこの陳情自体、今渡されて、第三者機関に任せなさいと言われて、それでおいそれとそうですねと言い難い。どんな第三者を選んでも、だれかどこかで、どんな判断をしても利害関係があるのではないかという、みんなが憶測を持ってしまう。どの自治体でも、どの立場の人でも。だから、第三者とは何ぞやというところで、入り口論で議論になるような陳情で苦慮しているということだけ申し伝えて終わりたいと思います。

議長（佐藤 茂也君） 管理者。

管理者（石川 良一君） 第三者機関に対する学問的な解説等はあるのかもしれませんが、これを見て1点だけ言えますのは、先ほど来私が情報公開のことでもお話ししていますが、組合をいまだに認め難い、組合を否定するという人も当然おいでになるわけでありまして。そういう方が監視体制をつくるということ仮に想定するとするならば、どこに結論が一致するのかというのは、概ね想定がつくのではないかと。そこまでを含めた第三者機関というのは極めて設置することは難しいのではないかと。

一般的な第三者機関といっても、例えば何らかの形で組合から報酬などを払うということになれば、全く利害関係はないというのは難しいのだらうと思います。

ただ、一般的な意味での市民という言い方はできるかもしれませんが、それは説明をしていくという意味での第三者ということではあるかもしれませんが、そのあたりの定義はなかなか難しいかと思えます。ただ、先ほど来お話をしていますように第三者の中に組合を認め難いという人を含めるとするならば、我々の事業そのものはこのことによって行き詰まってしまうことは見えているのではないかと思えます。

議長（佐藤 茂也君） これにて質疑を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（佐藤 茂也君） では、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方。

ありませんか。

では、反対討論はないようですので、賛成討論の方どうぞ。

中原議員。

24番（中原 雅之君） 陳情項目の情報公開条例、これは以前の管理者から引き継いだ新しい管理者の方もこれを制定することはできないということですが、今の管理者のお話にもあったように何らやましいところがないというおっしゃり方をするならば、堂々と公開すればいいのではないかと思います。

そして、第三者機関による監視体制ということですが、このエコセメント工場、環境に影響を及ぼす恐れのある地域ということで、環境影響評価書の中では半径2キロということを示している。これに根拠があるかどうかは別として、それを見ますと現在の第3自治会、第22自治会、それ以外のところに影響を及ぼす可能性があるし、そして、そこにもたくさんの方が住んでいるわけですから、町当局や自治会とよく話し合いをやっているからそれでいいんだということにはならないと思います。

そして、上記の要望が実現されない限り、エコセメント化の施設の稼働は行われないうこと。稼働を行わないというのは、確かに厳しいと思います。それはありますが、やはりいろいろな公害を招くとか、環境に影響を与える恐れのある施設ですから、それぐらい厳しいことはやはり要求すべきだと思いますので、以上の点でこの陳情と採択すべきであると考えます。

以上です。

議長（佐藤 茂也君） これをもって討論を終わります。

これより陳情第1号 日の出町エコセメント化施設の稼働延期を求める陳情についてを挙手による採決をいたします。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者 挙手]

議長（佐藤 茂也君） 賛成挙手少数であります。よって本件は不採択とすることに決定いたしました。

[日程第 5] 議案第 1 号 多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備事業に関する建設工事請負契約の変更について

議長（佐藤 茂也君） 日程第 5、議案第 1 号 多摩地域廃棄物エコセメント施設整備事業に関する建設工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案第 1 号、多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備事業に関する建設工事請負契約の変更についての提案理由の説明を申し上げます。

東京電力からエコセメント施設への受電が 2 か月遅れたことに伴い、その後の工程等が 3 か月延伸するため、工事期間の終期を平成 18 年 3 月 31 日から平成 18 年 6 月 30 日に変更するものでございます。

なお、契約金額に変更が生じることはございません。

詳細は事務局長より説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（佐藤 茂也君） 引き続き、事務局より内容説明を願います。

松本事務局長。

事務局長（松本 栄一君） ご説明を申し上げます。平成 17 年 11 月初めに、東京電力がエコセメント化施設へ 6 万 6 千ボルトの特別高圧電力を敷設、供給する予定でございました。ただ、送電線ルート周辺を含めた里山に生息するオオタカの営巣活動の範囲が拡大していたことから、その営巣活動に影響を及ぼさないように送電敷設工事の中断を余儀なくされました。このため、エコセメント化施設への受電が 2 か月ほど遅れたものでございます。

この結果、受電後の特別高圧電力を使用して行う試運転の工程等も延期せざるを得なくなったものでございます。

11 ページにございますようにこうしたことから、建設工事の原契約の工事期間平成 18 年 3 月 31 日までのところを平成 18 年 6 月 30 日まで延長する内容で変更を行うものでございます。

なお、契約金額等に変更を生ずることはございません。以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（佐藤 茂也君） 以上で説明は終わりました。質疑のある方はどうぞ。

中原議員。

24番（中原 雅之君） 今のご説明の中でありましたので、お伺いします。6万6千ボルトの特別高圧線ということで、その現場を私は何度も見ておりますが、かなり木がバサバサ切られたという感じがするのですが、それにしても高圧線の電柱が鉄塔ではなくて鉄のパイプをつなぎ合わせたものでわりと低いんです。そういうのが周りの植生、環境に影響がないのか。

先ほどオオタカの話もありましたが、オオタカだけではなくて、あそこは日本野鳥の会の定例の探鳥コースとなっております、かなり野鳥も含めて植生、自然が豊かなところなんです、それに対する影響はどうかということについてわかりましたら、お願いしたいと思います。

議長（佐藤 茂也君） 事務局長。

事務局長（松本 栄一君） お答えいたします。

今おっしゃったように確かに鉄塔が立っているわけでございますけれども、その部分につきましては一部木を伐採したところがございます。ただ、それにつきましてもあそこは青梅市の地域になるわけですけれども、東京電力が青梅市とご相談されまして、そこに植採を行って、できるだけ早く自然を回復させるということを計画していると聞いております。

議長（佐藤 茂也君） 谷議員。

26番（谷 四男美君） 東電の送電線のルートが、今までと同じルートで変わらないのかどうか。としますれば説明どおり、今後の金銭的な契約変更は絶対にあり得ないということになると思いますので、そこら辺はもう一度確認します。ルートは変わらないのか。

議長（佐藤 茂也君） エコセメント準備室長。

エコセメント準備室長（鈴木 俊行君） お答えいたします。東電の当初のルートに変更はないかということでございますが、基本的には従前のルートの中でオオタカの営巣ということがありましたので、営巣期間の1月から一定の期間、その間中断になったと伺っております。

議長（佐藤 茂也君） いいですか。

他に質疑はございませんか。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（佐藤 茂也君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備事業に関する建設工事請負契約の変更についてを挙手により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（佐藤 茂也君） 全員賛成。よって本件は原案のとおり可決されました。

[日程第6] 議案第2号 平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 茂也君） 日程第6 議案第2号 平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案第2号 平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、第1に繰越額を確定するなど、歳入、歳出をそれぞれ1億5,284万4千円増額するものでございます。

第2に、エコセメント化施設建設工事等に係る繰越明許費であります。

詳細は事務局長より説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤 茂也君） 事務局より内容説明を願います。

事務局長。

事務局長（松本 栄一君） それでは、ご説明を申し上げます。

この度の補正予算は第1に1億5,284万4千円を歳入、歳出それぞれ追加しまして、総額を170億7,383万4千円とするものでございます。

第2に、エコセメント化施設建設工事等に係る繰越明許費でございます。繰越額は31億1,240万円でございます。

22ページをお開き願いたいと存じます。内容について説明いたします。

まず歳入でございますが、第5款第1項第1目基金繰入金を1億円減額いたします。これ

は、前年度繰越金が増額となったため、最終処分場施設整備基金からの繰り入れを取り止めるものでございます。

第6款第1項第1目繰越金を2億3,743万4千円増額いたしまして、5億6,073万8千円といたします。これにより、16年度の繰越金を確定額とするものでございます。

次に第7款第2項第1目雑入を1,541万円増額いたしまして、2,633万6千円といたします。これは三井物産からの粒子状物質減少装置補助金に対する損害賠償金でございます。これらの増減額の合計1億5,284万4千円の補正増となったものでございます。

次に歳出でございますが、第2款第1項第1目一般管理費を200万円減額いたしまして、1億4,772万5千円といたします。これは管理課職員の異動に伴い、職員手当等を減額するものでございます。

第3款第1項第1目清掃総務費を530万円増額いたしまして、3億5,832万9千円といたします。これは管理課以外の職員の異動に伴い、給料及び職員手当が不足することに伴い増額するものでございます。

第3款第1項第4目、エコセメント事業費でございますが、歳入におきまして基金繰入金を取り止めることにより、一般財源であります前年度繰越金を財源に充当することになりますので、これに伴う財源変更でございます。事業費には増減はございません。

第5款第1項第1目基金費を1億4,954万4千円増額いたしまして、1億4,957万円といたします。これは歳入増額分1億5,284万4千円から総務費及び清掃費の増額分330万円を差し引いた1億4,954万4千円を組合債償還基金に積み増すものでございます。

続いて、繰越明許費でございます。これは議案第1号でご説明申し上げましたエコセメント化施設建設工事の遅延によるものでございます。事業数は3件、繰越額は31億1,240万円でございます。エコセメント化施設建設工事等管理業務委託は全額を繰り越しいたします。次のエコセメント化施設建設工事は契約金額271億8,450万円の10%、27億1,845万円を繰り越しいたします。エコセメント化施設運営関連経費につきましては予算額3億9,000万円余のうち、試運転時の原燃料及び資材費2億7,950万円を繰り越すものでございます。

以上、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長（佐藤 茂也君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はございますか。

谷議員。

26番（谷 四男美君） 22ページの1点だけ。諸収入の雑入の粒子状物質減少に関する損

害賠償金、これは三井物産からという説明があったのですが、どういう損害があったか、中身についてお願いします。

議長（佐藤 茂也君） 管理課長。

管理課長（渡邊 昭浩君） お答えいたします。組合では14年度でございますけれども、構成団体の搬入の事業者に対しまして、DPF除去装置取付けの補助をいたしました。東京都の施策でございますけれども、取付けますとトラックの場合100万円程度かかりますので、東京都が40万円、組合が50万円上乗せをして補助をいたしました。10万円は事業者が負担するという形です。

ただ、ご存じのように、この三井物産が取り扱った装置が不良品ということで、私どもとすると搬入事業者には落ち度がないものですから、直接に請求はできないのですが、結局、不良品が私どもに損害を与えております。もし、これがなかったら私どもはこの補助金を交付する必要がなかったということで、東京都と同じような考えに基づきまして、50万円×25台でございましたので1,250万円の損害賠償を請求いたしました。また、違約の加算金がございます、合計をいたしまして1,541万150円。これらを賠償金として受け入れたものでございます。

以上です。

議長（佐藤 茂也君） 他にございますか。

それでは、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、討論のある方はいらっしゃいますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（佐藤 茂也君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計補正予算第2号についてを挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（佐藤 茂也君） 全員賛成。よって本案は原案のとおり可決されました。

[日程第7] 議案第3号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の名称変更に伴う関係条例の整備に関する条例

議長（佐藤 茂也君） 日程第7 議案第3号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の名称変更に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案第3号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の名称変更に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

組合の名称が4月1日から東京たま広域資源循環組合に変更することに伴い、関係する条例を改正する条例でございます。

詳細は事務局長より説明をいたさせますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長（佐藤 茂也君） 松本事務局長。

事務局長（松本 栄一君） ご説明を申し上げます。本件は組合の名称が4月1日から東京たま広域資源循環組合に変更することに伴い、関係する公告式条例など、合わせて22の条例の名称変更に係わる部分を一括で改正する条例でございます。

27ページ以降が条例案文でございますが、1条例改正ごとに1条ずつ設けてございます。規約改正と同様に4月1日から施行する予定でございます。

なお、規約変更の都知事への届け出は議決証明及び会議録抄本が整い次第行いたいと存じます。

以上、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長（佐藤 茂也君） 説明は終わりました。

質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（佐藤 茂也君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより議案第3号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の名称変更に伴う関係条例の整備に関する条例についてを挙手により裁決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（佐藤 茂也君） 全員賛成。よって本案は原案のとおり可決されました。

[日程第 8] 議案第 4 号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合組織条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 茂也君） 日程第 8 議案第 4 号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案第 4 号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合組織条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本組合はこれまで組織実態に合わせる形で組織条例を改正してまいりました。この度はエコセメント化施設が完成し稼動いたしますので、エコセメント準備室を廃止するものでございます。

詳細は事務局長より説明をいたさせますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長（佐藤 茂也君） 引き続き、事務局より内容説明をお願いします。

松本事務局長。

事務局長（松本 栄一君） ご説明させていただきます。

本件はエコセメント化施設の完成、稼動に伴いましてエコセメント準備室を廃止いたしまして 6 課体制を 5 課体制とするものでございます。

59 ページが条例案文で、61 ページ、62 ページは新旧対照表でございます。これに伴いエコセメント関連の事務分掌につきましては、管理センターにおいて所掌することといたしまして、その旨を記載いたしてございます。

また、併せまして管理課を総務課に課の名称を変更するとともに、若干の事務分掌の変更をいたしたいと存じます。

これは二ツ塚の管理センターと管理課という課名が似ており、混同を避けるためでございます。他の一部事務組合等におきましても、総務課の名称が一般的であるためでございます。

なお、条例改正に伴い規則を変更することになりますが、この中で暫定的にはございませんが、エコセメント事業が始まりますので、その軌道に乗るまでは事務局にエコセメント担当のポストを設置して、エコセメント関連業務を所掌することといたします。

以上、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長（佐藤 茂也君） 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（佐藤 茂也君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより議案第4号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合組織条例の一部を改正する条例についてを挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（佐藤 茂也君） 全員賛成。よって本案は原案のとおり可決されました。

[日程第9] 議案第5号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 茂也君） 議案第5号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案第5号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本組合はこれまで東京都に準じて給与改定を行っております。このたびは扶養手当及び勤勉手当の改定並びに給料表の改定等を行うものでございます。

詳細につきましては事務局長より説明をいたさせますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長（佐藤 茂也君） 事務局より内容説明をお願いします。

松本事務局長。

事務局長（松本 栄一君） それでは、ご説明申し上げます。

各市、町及び都からの派遣職員で構成する処分組合の給与制度・体系については、東京都に準じております。この度は東京都において改正がございましたので、扶養手当及び勤勉手当の改定並びに給料表の改定等を行うものでございます。

第1条の内容は、扶養手当のうち、配偶者及び欠配第1子、1万5,500円を1,000円引き下げまして、1万4,500円に減額するものでございます。また、勤勉手当を0.05か月引き上げまして、0.95か月とするものでございます。

66ページに別表が掲げてございますが、別表の行政職給料表を、これも都に準じまして0.8%引き下げを行うものでございます。また、すでに支払われたものについても所要の改正を行うこととしております。

以上については議決をいただきましたらば、3月1日より施行したいと考えております。

次に、第2条でございますが、これも都に準じた給与構造・制度の改正をいたします。行政職の10級制の給料表を9級制に改正するものでございます。また号給の昇給幅を4分割するものでございます。また、調整手当を地域手当に用語改正いたします。こちらについては、4月1日から施行したいと考えております。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（佐藤 茂也君） 以上で説明は終わりました。

質疑はございませんか。

永井議員。

5番（永井 寅一君） 今、給与のことでご説明いただいたのですが、その中で調整手当が地域手当に変更するというところでございますが、今朝の朝日新聞等でも特殊勤務手当等を廃止するという事柄も出ておりますので、その辺のことをどのように捉えておられるか。それで、給与のほうは4月1日から、または3月1日からという形の説明があったのですが、その辺を捉えて、せっかく改定しても、次にまた改定するという事柄もありますので、その辺をどのように踏まえておられるのか答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 茂也君） 管理課長。

管理課長（渡邊 昭浩君） まず、調整手当でございますが、4月から地域手当に変わるものでございます。本組合につきましては、所在地の府中市の地域手当率と同じ10%といたしましたものでございます。

本組合の職員は東京都、組織団体と各々異なった組織より派遣されております。確かに、支給率が異なるため、これをどの様に調整するかが問題となりますが、この場合につきましては職員の給与表の格付けにおきまして、派遣元の団体から本組合に来た場合に、派遣元と比較しマイナスにならないような格付けをいたしまして、異なる地域手当の支給率の違いに対応しております。

もう一つの特殊勤務手当につきましては、処分場勤務職員がおりますので、特殊な業務と捉え処分地手当、現場監督手当を支給しておりますが、その一方で16年度には現金出納手当の廃止を行ったところでございます。この様に特殊勤務手当につきましては、随時見直しを行っており、今後につきましても組織団体の状況を見ながら、さらなる検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 茂也君） 谷議員。

26番（谷 四男美君） 1点だけ。79ページ、昇給の関係ですが、現条例では昇給するときは直近上位とか2号級とかここに規定してあります。改正条例案では、直近上位がなくなって勤務成績が優秀な者については昇給させる。これは勤務状況を査定するということになると思います。そうしますと、これは2号級から4号級と表示がしてあるのですが、昇給させるとき、この辺がわかりにくいのですが、2号級から4号級ということになると昇給の幅が増えると解釈していいのか。

同時に、所属各市町から来ている派遣元の給料表、今の関連がありますけど、もし組合で昇給して派遣元に戻ったとき、すごく下がったということもあり得るのではないかと思う。そういうこともあり得ると解釈してよろしいのか。

議長（佐藤 茂也君） 管理課長。

管理課長（渡邊 昭浩君） 昇給の件でございます。なぜ、この様な細かい表に分割したかと申しますと、事務局長が説明いたしましたように東京都の給料表に合わせたためでございます。現在のところ、本組合の半数は東京都の派遣職員でございます。このことから、東京都と同じような給与体系、給料表にしておきませんと、本組合でその方々の給料表をどこに格付けするかが難しくなってしまう関係から、4分割という細かい表にしております。

東京都職員が東京都に戻ったときにも、同じ格付けができるようになります。

もう一つの昇給の幅でございます。4号級、いわゆる3か月ごとに細かくなっておりますけれども、組合といたしましては谷議員が先ほどおっしゃったとおり、通常の場合ですと1年間に4号級昇給ということで、内容的に今までと同じように1年ごとに上がる。そういった形でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 茂也君） よろしいですか。

他にございますか。

木内議員。

13番（木内 徹君） 1点だけ確認します。期末手当は今0.05か月がプラスになり、そしてまた行政職給料表によりますと、これは - 0.8%ということで、総額では増減額がどのくらいになるのか。増額になるのか。あるいは減額になるのか。その点についてお伺いしたい。

議長（佐藤 茂也君） 事務局長。

事務局長（松本 栄一君） 先ほど申し上げましたとおり、東京都に準じておりまして、東京都は4月に遡って給与が0.8%下がるわけですが、条例を改正しまして4月に遡及することは不利益になりますので、それをボーナスで調整しようということでございまして、正確には積算していませんけれども、ボーナス分の減だけでいえば125万円ほどの減になります。

議長（佐藤 茂也君） よろしいですか。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 茂也君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（佐藤 茂也君） 全員賛成。よって本案は原案のとおり可決されました。

〔日程第10〕 議案第6号 土地の取得について

議長（佐藤 茂也君） 日程第10 議案第6号 土地の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

管理者（石川 良一君） 議案第6号 土地の取得についてをご説明申し上げます。

本件は、二ツ塚廃棄物広域処分場の、埋立用覆土材置場として借用している相沢沖用地につきまして、17年第2回議会定例会で補正予算を承認いただいた分の買収を行うものでございます。

87ページをご覧くださいますと、この度の買収内容が記載してございます。この度は3

人の地権者、13筆、9,940㎡を㎡あたり1万7,400円、総額1億7,295万6,000円で買収いたします。買収単価はこれまでと同額でございます。

なお、各所有者からは買収について同意するとの承諾をいただいておりますので、議会におきまして議決されましたならば、契約を締結したいと考えております。

買収予定の相沢沖用地全体の位置は別紙資料2で示してございます。

よろしくご審議の程お願いを申し上げます。

議長（佐藤 茂也君） 以上で説明を終わりました。

ご質疑のある方はどうぞ。

質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより議案第6号 土地の取得についてを挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（佐藤 茂也君） 全員賛成。よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで15分程度休憩をしたいと思います。

開会は3時10分にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後2時55分休憩

午後3時10分再開

議長（佐藤 茂也君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[日程第11] 議案第7号 平成18年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金について

[日程第12] 議案第8号 平成18年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計予算

議長（佐藤 茂也君） 日程第11 議案第7号 平成18年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金について、日程第12 議案第8号 平成18年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計予算については、共に関連がございますので、2案を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案第7号 平成18年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金について、及び議案第8号 平成18年度一般会計予算について、併せて提案理由の説明を申し上げます。

平成18年度はエコセメント化施設の稼働にあたり、この関連経費並びに二ツ塚及び谷戸沢処分場の維持管理に必要な諸費用の捻出にあたっては、組織団体の厳しい財政状況に鑑み、歳出額の縮減に努め、極力増加を抑制するよう努めてまいりました。

それでは、議案書89ページをお開きを願います。

議案第7号 平成18年度負担金についてご説明を申し上げます。

本案は平成18年度の組織団体の負担金につきまして、総額93億8,450万円余のご負担をお願いするものでございます。17年度に比べ10億3,680万円余の増額となっております。

次に97ページの議案第8号 平成18年度一般会計予算についてご説明を申し上げます。

予算案は第1に歳入、歳出予算ともに100億2,201万7千円とし、第2に一時借入金の最高額を10億円とするものでございます。主な計上事業としてエコセメント化施設運營業務委託料28億円余並びに二ツ塚及び谷戸沢処分場の維持管理費、経費などを計上いたしております。

詳細につきましては事務局長より説明をいたさせますので、よろしくご審議の程お願いを申し上げます。

議長（佐藤 茂也君） 事務局より内容説明を願います。

松本事務局長。

事務局長（松本 栄一君） それでは、ご説明申し上げます。

議案書の89ページをご覧いただきたいと存じます。89ページには議案第7号 平成18年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金及び、議案第8号 平成18年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

議案書の97ページに18年度の予算が記載してございます。

予算案は第1に歳入歳出予算ともに100億2,201万7千円とし、第2に一時借入金の最高額を10億円とするものでございます。

それでは、予算案の内容につきましては、別冊の一般会計予算書及び同説明書により、説明をさせていただきたいと存じます。

7ページから9ページに事項別明細書の総括表を掲載してございます。歳入歳出予算は、

100億2,201万7千円、前年度当初予算比で67億2,566万9千円、40.16%の減となっております。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願いたいと存じます。

第1款 分担金及び負担金では管理費分4億8,414万4千円、事業費分89億35万7千円の合計93億8,450万1千円でございます。

なお、算出方法などは、後ほどご説明いたします。

第2款 財産収入は、818万2千円を見積もっております。

第1項財産運用収入は、基金の預金利子と谷戸沢処分場隣接地を斎場組合などに貸し付けている土地の賃料でございます。

第3款 繰越金は、当面、17年度から1億円を見込んで計上いたしました。

第4款 諸収入では、エコセメント化施設運營業務の受注者が使用する電力料や上下水道料を、総計予算主義に基づき、組合が支出する歳出見込額と同額を受注者からの歳入として計上いたしました。また、製造されるエコセメントの売却益と工事に伴う公共料金の企業負担等の見込額を計上いたしました。

次に、歳出予算についてご説明します。

なお、委託料と工事請負費につきましては、説明欄には主な事業のみを記載し、全件一覧につきましては別紙にて表示しております。

それでは、14ページ、15ページをお開き願います。

第1款 議会費でございます。議員報酬をはじめ、議会の諸活動に要する経費として、1,160万6千円を計上してございます。

次に第2款 総務費は、1億4,889万4千円と17年度に比べて139万7千円の減額となっております。

まず、第1項総務管理費は、理事の報酬や職員6人分の人件費、その他事務的経費でございます。

第2項監査委員費は、監査委員報酬をはじめ、監査委員の活動に要する諸経費となっております。

各費目別の予算額は、14ページ、15ページの下段から18ページ、19ページにかけて記載してございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。

第3款 衛生費第1項清掃費は70億7,670万8千円で、予算総額の70.61%を占めております。前年度対比では、66億5,268万9千円の減となっております。

まず、第1目の清掃総務費は、嘱託職員を含む職員21人分の人件費や、その他事務諸費用など3億2,654万6千円を計上しております。前年度対比では2,648万3千円の減額でございます。

次に第2目二ツ塚処分場費は17億9,392万1千円を計上しております。前年度対比では、6億5,775万8千円の減額となっております。減額となりましたのは、エコセメント化施設の稼働により廃棄物埋立関係委託が大幅に減ることと、工事請負費及び相沢沖用地購入費の減少によるものでございます。

各費目につきましては22ページ、23ページから24、25ページまでに記載しております。

第13節委託料は、説明欄記載のとおり、警備・交通整理業務、場内排水施設維持管理業務関係で1億7,658万7千円、廃棄物埋立作業業務、覆土材積込運搬業務など運営及び維持関連で2億3,865万円、浸出水処理施設運転管理業務など浸出水処理業務関連で1億3,334万2千円、生活環境モニタリング調査など、環境調査関連業務で1億3,000万円。合わせて6億7,857万9千円を計上しております。

第15節工事請負費は、原水ポンプ槽他防食塗装工事など、維持管理に係る工事経費として8,760万円を計上しております。二ツ塚処分場が開設して9年目に入りますが、今後、施設の整備維持のための改良工事や修繕等が生じてくると思われれます。

第17節公有財産購入費は、相沢沖覆土材置場用地を16年度、17年度に引き続き買収を進めていくものでございます。当該用地につきましては15年度から数年をかけて買収を行う計画としておりますが、18年度につきましては最終年度といたしまして、約1万㎡を買収する予定といたしております。

第19節負担金補助及び交付金は、二ツ塚処分場設置に係る地元への地域振興費で、内訳は日の出町との基本協定に基づく地域振興事業費が6億円、秋川流域開発振興協議会へ、魚の放流事業費として2,000万円をそれぞれ交付することといたしております。

次に、第3目谷戸沢処分場費でございます。予算額は5億4,342万2千円で、前年度対比7,207万9千円の減となっております。減額となりましたのはビオトープの整備調査、フラワーゾーン整備及び処分場安定化促進調査等の委託が終了したためでございます。

各費目につきましては24ページ、25ページから26、27ページに記載しております。

第11節の需要費には浸出水処理施設用の消耗品費や光熱水費、修繕料等1億286万円を計

上しております。

第13節委託料には処分場内施設管理業務など、維持及び管理業務関連で1億1,652万8千円、浸出水処理施設運転管理業務など浸出処理業務関連で6,220万円、生活環境モニタリング調査など環境調査及び整備業務関連で1億3,750万円、合わせて3億1,622万8千円を計上しております。

第14節使用料及び賃借料は、処分場内の町有地、国有地の借上料などがございます。

第15節工事請負費では、18年度も引き続きビオトープの整備工事を進めるほか、場内電気設備改修工事で6,600万円を計上しております。

第19節負担金補助及び交付金は日の出町との協定に基づき水質調査等の負担金として、2,000万円を計上しております。

次に、第4目エコセメント事業費は44億1,281万9千円で、前年度に比べまして58億9,636万9千円と大幅に減額となっております。減額となりましたのはエコセメント化施設建設関連工事が終了したためでございます。

第11節需用費では、本格稼動に伴う電気及び上下水道の光熱費が5億4,010万円、毎年のメンテナンスに必要な経費として修繕料3億2,600万円など、合わせて8億6,690万円を計上いたしております。

第13節委託料ではエコセメント化施設運営業務委託など運営及び管理業務関連で28億7,621万5千円、エコセメント環境モニタリング調査委託など、調査業務関連で1,760万円、エコセメント事業の周知と理解を図るための広報業務関連で4,770万円、合わせて29億4,151万5千円を計上しております。

第19節負担金、補助及び交付金は、公設民営であるエコセメント化施設の所在地である日の出町に対して交付するものでございます。

この特別交付金については後ほどご説明申し上げます。

次に第4款 公債費は谷戸沢処分場、二ツ塚処分場及びエコセメント事業の建設工事に係る政府債及び東京都の区市町村振興基金の返還金で、合計で26億8,480万6千円を計上しております。

第5款 諸支出金は基金費として基金の利子分を計上しております。

また、第6款 予備費は1億円といたしました。

以上が歳出の主なものでございます。

なお、32ページ以降には給与費の明細書、債務負担行為に関する調書、組合債の現在高

等に関する調書、歳入歳出経費別内訳を記載してございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、一括議題となっております平成18年度の負担金についてご説明申し上げます。

89ページの議案第7号をご覧いただきたいと存じます。91ページに18年度の組織団体の負担金の一覧、92ページには歳出根拠と内訳が記載されております。

管理費分につきましては均等割と人口割で算出いたしました。事業費分につきましては谷戸沢処分場、二ツ塚処分場、エコセメント事業のそれぞれに係る負担金を合計して算出しております。

負担金につきましては、構成団体の大変厳しい財政状況を鑑み、歳出額の縮減に努め、極力増加を抑えております。負担金につきましては以上でございます。

最後に、先ほどの特別交付金についてご説明いたします。日の出町に対して支払う特別交付金の件でございますが、二ツ塚処分場を開設するにあたり日の出町との協議によりまして、地元振興を図るために地域振興費として毎年7億円を負担する協定を、現在、結んでいるところでございます。

今般、エコセメント事業を受け入れるに対して、何らかの地元振興の支援や協力をして欲しいとの要望が、地元日の出町や自治会等からあったところでございます。これに対しまして、エコセメント事業の受託会社でございます東京たまエコセメント株式会社と協議・相談いたしまして、できるだけ地元日の出町の企業の活用、地元の方の採用など、地域振興の方策を講じてきたところでございます。

また、財政的な振興策につきましては、今回のエコセメント化施設は二ツ塚処分場の関連施設と位置づけられており、現在、7億円の地域振興費は二ツ塚処分場の開設・開業に協力、理解をいただくという趣旨でご負担しているところであり、現行の地域振興費を改定することにはなじまないと考えておりました。

しかしながら、日の出町からの強い要望もございまして、エコセメント化施設の所在する日の出町の要望に対して何らかの形でお応えしていくことが、この多摩390万人の焼却灰を安全に処理する事業の円滑な運営にはぜひ必要である、不可欠であると考えに至りました。

現在、千葉県の市原市に太平洋セメントはエコセメントの施設を有してございます。これは民間施設でございますので、毎年、市原市に対して固定資産税等を約5,000万円ほど納税をしているということを聞いております。処分組合の施設は処分組合で設置する公設でござ

いますので、非課税でございます。所在地である日の出町に対しては、固定資産税等の支払いはございません。仮にこれが市原の施設と同様に民営の施設であったとすれば、日の出町には固定資産税相当額の税収が入ったわけでございます。そこで処分組合では町と協議、相談をいたしまして何らかのご協力をしたい、ご理解をいただきたいということから、所在するというに着目しまして、固定資産税相当額を理由として、日の出町に一定の負担をいたしましょうということで協議をしましてまいりました。

これは、国有提供施設所在地交付金の考え方的一种とお考えいただければ結構かと思いますが、処分組合のエコ施設が市原の施設の概ね1.1倍から1.2倍になるということから、市原の工場の納付額の1.1倍から1.2倍ということで、固定資産税相当額を5,500万円と見込みまして、エコ事業が行われる20年間について、総額で11億円を負担することといたしたわけでございます。

また、この金額とともに大変重要な課題でございました支払時期・方法についても、併せて協議を行い、支払方法についても日の出町から強い要望がありまして、その11億円につきまして18年度には前倒しで6億円を、残りの5億円につきましては19年度末までに支払うということで、概ね合意に至ったものでございます。

先ほど予算書にありました特別交付金6億円というのは、この18年度分の6億円を計上したものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（佐藤 茂也君） 以上で説明を終わります。

ご質疑をどうぞ。

26番（谷 四男美君） 1点目に29ページ、歳出の委託料、エコセメント事業費の委託料の広報業務関係ですが、広報関係と開所式等のセレモニー的な経費の内訳をお示し願いたいと思います。

それで、三多摩は一つなり事業では毎年500万から600万円の予算をとってあるのですが、前にセレモニーを実施した際、私は個人的にはこういったセレモニー的なものはなるべく抑制し、華美にならないように言ったことがあると思います。エコセメントに係るセレモニーですから前にやったものと違い、これはこれでいいと思いますが、金額の設定というのは、なるべく華美にならないように私は常に言っているのですが、最小限このような金額を出してしまったということに関しては、これはしょうがないものとしているのかどうか。それについてもう一度説明を願いたいと思います。

2点目に、エコセメント化施設特別交付金は説明があったのですが、地元との協定で地域振興協定の中に総額、平成21年度までに243億円と書いてあります。そのうち日の出町が194億円、その他の町に49億円と書いてあります。地域振興事業というのは6億2,000万円、日の出町が6億円、あきる野が2,000万円、内訳の細かいことはわかりませんが、それとは別に、今後新しくエコセメントの特別交付金が前倒しで6億円、これが何年間に渡って、おそらく2年間だと思われませんが、そうすると約11億から12億円のお金が2年間のうちに歳出されるものと思われませんが、基本協定の中で平成21年度までに149億円、これの他に新たに出てきたわけです。これは基本協定の組み直しといいますか、地元との文言のすり合わせはしなくてよろしいのかどうか。

議長（佐藤 茂也君） 企画調整課長。

企画調整課長（峯尾 始君） 企画調整課長でございます。谷議員の質問の中の広報業務関連、今回、エコセメントの広報業務の委託、それから施設開所式典業務委託ということで計上させていただいていますが、その内容についてご説明申し上げます。

エコセメント事業の広報計画につきましては、エコセメント化施設の目的であるリサイクルの推進、処分場の有効活用、安全な処分場を管理していくという目的に沿いまして、広くPRをしたいと思っております。

そのための広報計画を処分組合として作成しまして、本稼動前後の期間に集中してその事業の意義、目的を伝えていこうと考えております。

それから、開所式典でございますが、5月に予定しております。これから20年間稼動する施設でございますので、その意義、PR等につきまして、また安全性、先進性及び循環型社会づくりへの貢献、こういうものをアピールするために経費を計上してございます。この経費につきましてはエコセメント事業の目的のPRということで、適正な水準であると考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 茂也君） 2点目は事業課長。

事業課長（青木 知絵君） 谷議員の特別交付金のご質問でございますが、先ほど説明いたしましたように、地域振興事業とは性質の異なるものでございまして、地域振興協定の変更ではございません。特別交付金として新たに固定資産税相当額を支払うものということでございます。

また、支払時期につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、18年度、

19年度、2か年にわたりましてお支払いするものとなっております。

以上でございます。

議長（佐藤 茂也君） 谷議員。

26番（谷 四男美君） 大体わかりましたが、本来、処分組合というのはリサイクルを進めて、公害を出さないで各自治体のごみ処理をスムーズに行うということが主たる任務です。その中でセレモニーをやらなければいけないという、やっちはいけないということではないですよ。そういうものは本来の事業とは違うのですから、質素にやるのがいいのかと私は思いますが、考え方が違いますから、ニュアンスの違いですから、この程度に留めます。

2点目の、エコセメント化施設特別交付金と地域振興事業は確かに違いますが、協定のやり直し、それはやらないということですね。

そうしますと、何年かにわたったものを2年間に圧縮して支払うということで、これは地方財政の支出のあり方ということでは問題にならないのでしょうか。あとで問題にならないければいいのですが。そこら辺まで視野に入れてこういう処置をとった、こういうことでよろしいですね。

議長（佐藤 茂也君） 事業課長。

事業課長（青木 知絵君） 特別交付金についてでございますが、地域振興の協定については変更を行いません。新たな特別交付金としての協定ということになっております。

また、支払いにつきましては支払時期、方法について共に協議を行っているものでございまして、協議の中で行われたものでございまして、問題はないと考えております。

議長（佐藤 茂也君） いいですか。

中原議員。

24番（中原 雅之君） 2点質問いたします。1点目は、谷議員の関連ですが、広報業務関連で予算書と一緒にいただいた説明資料によりますと、エコセメント広報展開業務委託で2,920万円。エコセメント施設開所式式典業務委託が1,500万円となっております。

その辺、谷議員も華美にならないようにとおっしゃっていましたが、まさにそのとおりですが、広報展開についてはどういうものなのか。例えばパンフレットを多摩地域全部に配るとか、コマーシャルをやるとか、いろいろなことがあると思うのですが、その具体的内容です。

すると、式典が1,500万円というのもずいぶん多いような気がするのですが、どんな式典をやられるのか。具体的にお願ひしたいと思います。

もう1点は、私どもの西多摩の地域でも一部事務組合がいろいろあるのですが、議員の報酬が年間8万円で、それを減らそうという動きも出ているのですが、私も初めてこちらに來させていただいて、ずいぶん多いなという感じがあるのですが、議員報酬並びに管理者の報酬について、このままでいい、適正な額と考えておられるのか、何らかの見直しを考えておられるか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 茂也君） 管理者。

管理者（石川 良一君） 式典あるいは広報等に関する基本的な考え方をお話しさせていただきたいと思います。

通常の間であるならば華美にならないように、あるいは経費を削減しながらというのが基本的な姿勢だと思っております。ただ、来年度につきましてはエコセメントが新しい事業ということで、特に東京でスタートするというので、そういう意味では新しいステージに組合の名称も変わってスタートするわけでありまして、そういうことを広く都民あるいは都民だけでなく全国に発信していくという、極めて重要な年度だと思っております。

また、エコセメントは通常のセメントと品質としては全く変わらないわけですから、きちっと流通をしていくことが、たまエコとのお互いの協定の中での私どもの果たすべき1つの役割だと思っております。ですから、式典あるいは広報等についても華美なことを目的にはいたしておりません。しかし、なるべく多くの方に、そしてさまざまな影響力を持った方に来ていただき、またそのことをPRしていただけるように来年度については、それなりの予算付けをしていく必要があると考えまして、一般的な各地で行われています様々な式典とはちょっとレベルの違うものにしていかなければいけない。そういう思いで来年度については予算化を考えておりました。

また、報酬の問題でございますが、これはいろいろなご意見があるかと思っております。すでにこの組合でも議員提案等がされて、一定の結論が出されてきているということでございます。いろいろとご議論があるようでしたから、特に議員の部分については皆さんの中でご議論いただくことについてはやぶさかではないと思っておりますが、基本的には適正なものではないかと思っております。

また、正副管理者等につきましても私どもが負っている職責からしますと、妥当なものであると私自身は考えております。

議長（佐藤 茂也君） 中原委員。

24番（中原 雅之君） 管理者のご答弁ですけれども、まず広報展開と式典、どういう内

容か。先ほど私も質問しましたが、内容を具体的にお願いしたいということです。

もう1つ、確かに議員報酬は議員が決めることではあるのですが、一部事務組合については地方自治法に定めがあるとおり、一般的なことについては一部事務組合は特別地方公共団体ですが、普通地方公共団体になってやるということになっておりまして、普通地方公共団体は報酬審議会で理事者も議員も報酬について答申をいただいて議決するというをやっているわけで、一部事務組合についても報酬審議会ですべきではないかという声もあるわけです。その辺はどう考えておられるかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 茂也君） 企画調整課長。

企画調整課長（峯尾 始君） 広報計画及び式典の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、エコセメント広報計画でございますが、先ほども申しましたように事業の目的を多摩地域住民の方々に広くPR、理解していただくために処分組合のほうで広報計画を策定いたしました。それに基づきまして広報を展開していくこととなります。

内容といたしましては、ポスター、チラシの掲示、配布ということで多摩地域全域、構成団体も含めまして、そういう掲示、配付をやっていく。そのための作成ということになります。

それから、電車、バスの吊り広告、駅貼りの広告、多摩地域8局のCATVの活用、それから新聞広告等々を考えております。その経費が2,920万円ということでございます。

続きまして、エコセメント化施設の式典の関連でございます。1,500万という額を計上してございまして、これにつきましては現地の式典の例えば会場の設備、それから会場の用品機材などの経費です。二ツ塚処分場におきましては、そのまま式典に使えるような施設がございませんので、会場にテントを張ってそこで行いたいと思っております。

また、レセプションの費用等も含めまして、1,500万という計上をさせていただいております。

以上でございます。

議長（佐藤 茂也君） 管理課長。

管理課長（渡邊 昭浩君） 報酬の件でございますけれども、議員ご指摘のとおり、地方自治法292条の規定によりまして準用する同法203条1項で、一部事務組合も議員等に報酬を支給しなければならないとなっております。

これを受けまして私ども処分組合といたしましても、報酬及び費用弁償に関する条例を設

置いたしております、これに基づいて支出をしております。額の考え方については先ほど管理者からご答弁いたしました、もう一つ報酬審議会の設置ということでございますけれども、本組合は一般の市や町とは違いまして、小さい組織でございますので、今のところそういう考え方はございません。

議長（佐藤 茂也君） どうぞ。

20番（桜木 善生君） 1点だけご説明をいただければと思います。議案7号の関係、負担金であります、多摩390万の焼却灰の円滑な運営と言われますと、極めて小さい話かもしれませんが、平成18年度組織団体別負担金を見ていきますと、東久留米市は5,300万円ほど増額になっています。

一般的な解釈で大変恐縮ですが、前年度よりも67億円も予算が減額になっているのになぜ負担金が増えるのかなと単純に思うんです。単純に思っただけではいけませんから、その上の資料を見ていきますと、二ツ塚処分場に係る負担金で平成9年から16年度の搬入実績、多分オーバーしたのだらう、こういうふうな解釈をするのですが、一言簡潔に結構です。八王子さんは1,800万円減額。瑞穂町さんも453万7,000円減額。高いところを言っただけでは悪いから言いませんが、私も東久留米は先ほど言いましたように5,329万円ほど増えているんです。それぞれの自治体も財政厳しい中で負担金を出すのですが、要するにこれはどういうことなのか、一言でお願いしたい。

それから、19年度に向けてこういった搬入実績に基づく事業費分がありますね。これは例えば19年度の予算のときは何年から何年ということになるのですか。その辺の仕組みを教えてください。こういうことです。お願いします。

議長（佐藤 茂也君） 事業課長。

事業課長（青木 知絵君） 18年度の負担金の増額等の要因についてお話をいたします。先ほどお話がございましたように、全体の事業費が落ちているのに負担金が増額しているという点でございますが、エコセメントの建設事業が17年度で終了いたします。エコセメントの建設工事が終わったことによりまして事業費は削減されておりますが、その建設工事のうちの一般財源としてほとんどの部分は国費または起債等で賄われていたもので、一般財源としては今回、エコセメントの運営費等で加算されるほうが多くなってございますので、負担金の全体の総額が増加しているということになっております。

また、多くなっているところ、もしくは少なくなっているところがあるということでございますが、これは計算方式の関係がございまして、瑞穂町または八王子市に関してはエコセ

メントの負担金の総額に占める増加の割合がほかの団体よりも小さかったために増額額が少なかったということで、これは計算上の問題で減額が生じているといったことでございます。

もう1点は、19年度の計算をするときの灰の実績につきましては、19年度の予算を策定するときには17年度の灰の搬入量が確定しておりますので、その灰の搬入量に基づきまして配分させていただきたいということでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 茂也君） 桜木議員。

20番（桜木 善生君） 今、わかったようなわからないような、私にとっては。後ほど事務方のほうでもその辺の説明の仕方、灰のカウントの仕方の資料を送っていただければ結構ですが、今ここでわかりませんとだけ言っておきたいのは、二ツ塚処分場に係る問題で9年度から16年度の搬入実績に基づいて平成18年度予算をカウントされて、19年度予算は17年度だけだよというのは、その辺がよくわからないんです。

だから、もう少しわかりやすい形で、計算式があるのでしょうかから、それをご教示いただければ、資料として、それをお願いしておきたいと思います。

議長（佐藤 茂也君） 誤解を残したままではまずいので、もう1回、事業課長。

事業課長（青木 知絵君） 補足をいたしますと、二ツ塚処分場に係わる負担金につきましては累積でございます。9年度から17年度までの累積となります。

二ツ塚処分場に係る負担金、9年度から16年度の実績容量ということでございますが、来年度になりますと9年度から17年度の累積ということになります。

議長（佐藤 茂也君） よろしいですか。

永井議員。

5番（永井 寅一君） エコセメント事業の委託料ですが、27ページの説明欄で28億7,600万円余が予算に計上されています。エコセメント化施設の運営委託をするけれど、委託してお金を支出したら、もうその会社は管理をしないのか、誰が管理するのか、その辺のことを説明していただきたい。そうしませんと、ただお金は決まりました、支出はしました、あとは完了します。我々は決算とか予算の審議は民営だからおそらくできないと思います。その辺の管理体制をどのようにしているのか。ただ、支出をしているのではなくて、支出した中でちゃんと説明を聞いて、安心して安全に運転していただくという管理になろうと思います。その辺の説明をしてください。

議長（佐藤 茂也君） エコセメント準備室長。

エコセメント準備室長（鈴木 俊行君） 永井議員のご質問でございます。実際に施設の運営が開始されますと、そこでの責任というか、管理体制でございますが、基本的には公設民営と申しまして、あくまでも処分組合が東京たまエコセメント株式会社に運營業務を委託するものでございますので、処分組合がきちんと管理をしていきたいと思っております。

そのために、今後20年間にわたります運營業務の実施状況をモニタリングということで監視をいたしまして、実際に東京たまエコセメント株式会社が契約に際しての要求水準書あるいは契約書に定められた業務を確実に遂行していけるかどうか、これを確認していきます。

その結果、不備等があった場合には是正勧告などの措置をとりまして改善を求めるということとなります。なお、このモニタリングにつきましては公認会計士等専門家に委託して行うということもできることになっております。

以上でございます。

議長（佐藤 茂也君） よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

平井議員。

25番（平井 勝君） 1点だけお聞きしたいのですが、28、29ページのエコセメント化施設特別交付金についてお聞きしたいのですが、先ほどご説明がありましたように、この6億円を平成18年度に拠出するにあたりましての計算根拠、固定資産税相当額20年間という根拠をお聞きしたのですが、20年間、合計の11億を18年度、19年度で交付金を払うということでありました。固定資産税の20年間分をとすることは理解しますが、それを凝縮して2年間でお支払いするということに関しましてね、これは支払い時期、要望等は話し合いの中で行われたということでございますが、20年を2年間ですから、何か特別な事情がなければそこまで凝縮して支払うというのはいかがなものかなという感じはします。各市とも今までお話がありましたように財政厳しい折、できれば長期に年度年度は少ない負担でお願いしたいという要望があると思います。その辺のことについてもう一度ご説明をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 茂也君） 管理者。

管理者（石川 良一君） まず、改めてお断りをいたしますが固定資産税を先払いをするわけではありません。これは固定資産税ではありませんから。

ただ、どういう基準で私どもは地域振興等の値するようなものを負担していきましようかという交渉の中で、これといったはっきりした基準があったわけではありませんが、1つの

考え方としてこれが全くの民間あるいは完全なPFI方式等で行われていれば、当然、固定資産税は発生するわけですから、そういうことに見立てた場合、そういったことが地元還元をされるということが当然想定できる。そういうことの中で金額が試算され、そういう考え方でよろしいのではないか。金額についても確定し、支払いについてはどういう方法がいいかということについて地元から、考え方はそうだけれどもなるべく短い期間で、できれば一括でというようなお話もございましたが、2か年ということで最終的に合意をさせていただいたということでありまして、固定資産税であれば当然それは20年間にわたって支払いをしなければならないし、そういう支払いの仕方にはならないわけですが、固定資産税という考え方を使いながら、今回、私どもも日の出町に何らかの影響を与えるわけでありまして、そういうことも含めて地域の皆さんの振興になるような方法ということで、そういう金額でそういう支払い方法で決定をさせていただいたということでありまして、そのこと自体に特別な意味があるということではありまして、最終的にまとめていったらそういうことになった、こういうことだと理解していただければと思います。

議長（佐藤 茂也君） 平井議員。

25番（平井 勝君） ご説明をいただきましたけれども、計算根拠、たたき台となるものが話し合いの中でたまたま固定資産税という形が出た。その中で私が思うには、1つの基準として固定資産税というものを出されたということに関しては何ら異論はないのですが、それを期間を2年間にしたということについて懸念を持つわけでございます。

日の出町がエコセメント事業をすることによって何か事業展開、または何か施設をつくるとか、そういうために短期間で借金が必要だという形で組合に求めてられてくるのであれば要因として理解もできるのでありますが、ただ単に交付金という形の中で2年というものに対しまして、皆さん各市が台所事情厳しい中でこれだけの負担は大変重荷になってくるなという感覚を持ちましたので、質問させていただきましたので、これ以上の答弁はけっこうでございます。

議長（佐藤 茂也君） 管理者。

管理者（石川 良一君） 私も直接交渉に当たらせていただきました。固定資産税であればそのとおりなんですけど、固定資産税ではないわけです。これはやはりお互いの交渉なんです。私どもは変な話、なるべくそれは低いにこしたことはないという姿勢で私も臨ませていただきました。しかし、向こうは向こうで多ければ多いに越したことはない。これはもちろん交渉ごとですから。最終的ないろいろな要素の中の交渉として、ここでお互いの納得が

得られた。こういうことで受け止めていただければありがたいと思います。

議長（佐藤 茂也君） よろしいでしょうか。

木内委員。

13番（木内 徹君） 聞き漏らしたのかもしれませんが、雑入のところ、13ページですが、5億2,900万円とありますが、工事費に伴う公共料金、これについてもうちちょっとわかりやすくご説明いただきたい。それから、17ページ、これは今まで見たことがあったのか、私も忘れてしまいました、訴訟維持協力者謝礼が10万円計上されています。この内容についてお伺いしたいと思います。

もう1点は、植物、動物保護、保全措置業務委託料ですが、これは関係資料によりますと約1,000万円ということでございますけれども、どういう事業展開をしていくのか。その点についてお伺いをいたします。

以上です。

議長（佐藤 茂也君） 管理課長。

管理課長（渡邊 昭浩君） まず、1点目の雑入についてでございます。木内議員のおっしゃるとおり、説明が不親切であることは認めさせていただきたいと思います。来年以降、ここはもう少しわかりやすい形にしたいと思います。

では、ご説明いたします。工事等に伴う公共料金というのは17年度までもございまして、これはもともと1,000万円程度でございます。18年度は大きく増えておりまして、内容は歳出側にも出てまいるのですが、エコセメント化施設の光熱水費分でございます。電気代と上下水道料がございまして、電気代はまず東京電力との契約で、私どもがいったん支払いをし、その同額をたまエコから私どもが雑入で受け入れるという形になってまいります。

上下水道料につきましては町でございまして、同様の形でまず私どもが歳出として一度支払いをして、後に見合いの分を雑入としていただく。この部分がエコセメント化施設の受注者の使用の電気料金及び上下水道料の4億5,660万円でございます。

もう1点大きいものがございまして、これはエコセメントの売却益でございます。製造したエコセメントにつきましては、作った分全部、全量を1トン当たり600円でたまエコに引き取ってもらう契約になっており、18年度は途中から稼働いたしますので、12ヶ月分ではなく、およそ10ヶ月相当分を見込んでおりまして、この分の6,670万円をエコセメントの売却益という形で雑入で計上しております。

以上、このエコセメント関係の5億1,000万円が雑入の主なものになってございます。

議長（佐藤 茂也君） 環境課長。

環境課長（吉田 眞君） 動植物の保全調査委託についてのご質問ですが、環境影響評価条例の規定によりまして環境影響評価を行っているわけですが、二ツ塚処分場の敷地内に生育あるいは生息している動植物の消滅あるいは減退を防ぐために実施しているものでございます。

具体的には、開発区域において確認された貴重な動植物などを保全ゾーンと決めて決められたところに移植したり、また、その後の生育状況をモニタリングしているものでございます。

その他に林相転換と申しまして処分場の敷地内では残留緑地内において現状でスギとかヒノキが植林されております。その中に自然な森、混合林とよくいうのですが、広葉樹を植えていく。あるいは下草の間伐、伐採をしたり広葉樹を植えたり、そういう意味での動植物の保全ということをやっている内容でございます。

議長（佐藤 茂也君） もう1点。企画調整課長。

企画調整課長（峯尾 始君） ご質問の報奨費の中の訴訟維持協力者の謝礼でございます。10万円ということで、これにつきましては前にご説明しました処分組合が被告となっております裁判が2つございます。17年度につきましても建設差止訴訟において、被告側の証人として出ていただいた先生がでございます。そういう証人の方に対する謝礼ということで、また18年度も計上させていただいております。

議長（佐藤 茂也君） よろしいでしょうか。

他にございますか。

以上をもって質疑を終了いたします。

これより個別に討論に入りたいと思いますが、討論はございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

議長（佐藤 茂也君） それでは、議案第7号18年度負担金の討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（佐藤 茂也君） ありませんか。

では、討論なしと認めます。

これより議案第7号平成18年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金についてを挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（佐藤 茂也君） 全員賛成。よって本案は原案のとおり可決されました。

引き続きまして、議案第8号平成18年度一般会計予算の討論に入ります。

討論はありますか。

中原議員。

24番（中原 雅之君） 一般会計予算について反対の立場から討論を行います。

今までもたくさん議論をしておりますので、細かくは言いませんが、1つはこの施設が地域に対して環境に影響を与える施設であることから、やはり地域住民の理解、そして協力が得られないといけないわけですが、地元の2つの自治会に対してはいろいろな形で出ておりますが、全体に日の出町の住民、そして隣接は青梅市もあるのですが、そういった人たちに対してのきちんとした情報公開がされていないし、情報公開制定を求める声がずっとあるわけですが、それに背を向けているということが1つです。

それと、もう1つはエコセメントについて、やはり陳情でもありますように第三者機関でのきちんとした監視がないと、これだけ大きな工事があるわけですから、それは必要だろうと思います。

歴史は古くなるわけですが、日の出町は以前、日本セメントというのがあって、セメント工場で多大な災害、被害を住民が受けているわけでありまして。ですから、やはりきちんとしたものは住民が求めるという気持ちは当然であろうと思います。

3点目は、エコセメント施設開所式典業務委託ということで、1,500万円ということで管理者から各市町村でやるのとレベルの違いの違うものを作っていきたいというお話がありましたが、果たしてそういうのが今どき必要なのか。どなたかも言われておりましたが、エコということですから環境を大切に、資源を大事にするということでありまして、1,500万円もかけるのがいかなものかと思えます。

以上の点でこの予算に反対の討論といたします。

議長（佐藤 茂也君） 次に本案に対する賛成討論の発言を。

中山議員。

2番（中山 静子君） 2番、中山でございます。議案第8号について賛成の立場から討論を行います。

平成18年度の歳入歳出予算案は、100億2,201万7千円と、当初予算にして、前年度対比67億円、40.2%の減額となっております。このことは説明があつたとおり、3か年に渡る工

コセメント化施設建設工事が終了するなど、エコセメント事業関係で、およそ59億円の減額となっていることなどによります。18年度は、エコセメント化施設が竣工し、本格的にエコセメント事業が進められることになるわけですが、二ツ塚、谷戸沢両処分場の管理運営経費、特に、二ツ塚処分場の埋立関連経費については最小限の計上にとどめており、また、各費目の縮減に努力した結果、管理経費については、前年度を下回る予算編成となっております。

歳入については、組織団体の負担金は93億8千万円余と、17年度に比べ増額となっておりますが、エコセメント事業の開始による負担増を極力抑える努力をしたものと理解いたしております。

政府は、我が国経済は、民間需要中心の緩やかな回復を続ける見込みであると言っておりますが、組織団体の財政はいずれも厳しい状況にあります。処分組合の予算を編成する主な財源は、組織団体からの負担金であることを踏まえ、予算の執行に当たっては、一層の効率的な運用に努めていただきたいと思います。

新年度事業に目を向けるとエコセメント事業の初年度ということで、他の新規事業を抑えたものとなっておりますが、限られた財源の中で、充実した環境調査、処分場の維持管理の徹底を図るための各種工事や管理経費など、周辺環境に対する配慮や施設の安定した運用の確保が十分なされており、加えてピオトープの整備など、閉鎖管理の中でも谷戸沢処分場の活用を図るなど、評価できるものであります。

また、三多摩は一つなり交流事業は日の出町と組織団体各市町の交流を図る上で、大変好評をいただいているとのことですので、18年度も積極的な実施を期待いたします。

18年度はエコセメント事業が開始されますので、広報活動にも更に力を入れていただきたいと思います。処分組合ニュースの発行やインターネット等による情報提供は、効果的な方法であります。内容の充実だけでなく、市民にわかりやすい表現を工夫し、組合事業の理解促進に努めていただきたいと思います。

本組合がISO14001を取得・継続していることは、多摩の組織団体市町の住民、そして日の出町の町民の皆様に対して、処分組合の環境に対する積極的な姿勢を示すという意味で、大変意義のあることではないでしょうか。

管理者をはじめ事務局職員の取組みと熱意を大いに評価をいたします。

平成18年度はエコセメント事業が始まります。しかしながら生産されたエコセメントが売れなければマテリアル・リサイクル、物質循環は完成いたしません。管理者からお話があ

りましたように、ここは積極的にエコセメントの活用を図るため、各団体は率先して使用するよう努め、私たち組合議員も、それぞれの議会を通じて、このことについて働きかけることが必要だと考えます。

最後に谷戸沢、そして二ツ塚の両処分場を受け入れ、18年度から始まるエコセメント事業にもご理解、ご協力をいただいている日の出町の皆様に感謝を申し上げるとともに、その信頼に応えるよう万全の管理を行い、多摩地区のエコセメント事業が資源循環型社会の実現に寄与することを祈念し、管理者をはじめ事務局職員が一丸となって事業の遂行に当たられることを期待して私の賛成討論といたします。

議長（佐藤 茂也君） 他に討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（佐藤 茂也君） それでは、これをもって討論を終わります。

これより議案第8号平成18年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計予算を挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（佐藤 茂也君） 賛成多数。よって本案は原案のとおり可決されました。

議事は以上であります。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

管理課長。

管理課長（渡邊 昭浩君） 連絡事項を申し上げます。お手元に資料といたしまして、本日、事務事業監査報告書を配付してございますので、後ほどお目通しをいただければと存じます。

続きまして、エコセメント化施設の落成式等の日程についてお知らせをいたします。4月21日金曜日の午前中でございます。10月議会で、多摩市の富所議員よりご要望がございました、組合議員の皆様を対象にいたしました内覧会を予定してございます。

また、5月11日木曜日の午後には、エコセメント化施設の落成式を予定してございます。こちらの内覧会と落成式の日程につきましては、事務方には伝えておりますが、皆様方には別途ご通知をいたしますので、日程につきましてのご御配慮をお願い申し上げたいと存じます。

以上でございます。

議長（佐藤 茂也君） 以上で本日の議題はすべて終了いたしました。これをもって平成18
年第1回東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後4時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合

議 長 佐 藤 茂 也

第5番議員 永 井 寅 一

第21番議員 高 山 泉